

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
				人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
人 (人)		(別紙)	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		週	対象期間中の最も長い連続労働日数	日間
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間

旧協定の対象期間		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	時間 分	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

使用者 職名
氏名



年 月 日

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、則第12条の4第3項に規定するものであること。

(この頁は提出書類ではありません)

☆ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届(様式第4号)作成・提出にあたっての注意事項は、次のとおりです

1 いつ(どんなとき)提出するか?	1年間のうちの繁忙期と閑散期が予測できる場合などに、1日・1週の法定労働時間の枠にとらわれずに、1年以内の一定の期間で、平均して週40時間となる範囲で休日や労働時間を設定するときに提出します。
2 だれが提出するか?	使用者が提出します。
3 どこに提出するか?	事業場を管轄する労働基準監督署長に提出します。
4 いつまでに提出するか?	予め、つまり実際に労働させる前に提出する必要があります。
5 なん部提出するか?	同じものを3部作成します。1部は労働基準監督署長に提出、もう2部は受領印をもらい、1部は事業場が保管、もう1部は事業場に掲示することとされています。提出は郵送でも構いません。その場合は、返信用封筒を同封します。
6 ポイントは何か?	<p>(1) 労働時間は、1箇月を超え1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないようにするためには、対象期間中の法定労働時間の総枠は、 40時間×(変形期間の暦日数÷7) の範囲内でなければなりません</p> <p>(2) 1日の労働時間の上限は10時間です</p> <p>(3) 1週の労働時間の上限は52時間です ※1</p> <p>(4) 休日は週に1日必要です ※2</p> <p>(5) 対象期間が3箇月を超える場合、労働日数の限度は原則として1年当たり280日です</p> <p>※1 対象期間が3箇月を超える場合、週48時間を超える週の回数については制限があります</p> <p>※2 対象期間における連続労働日数は6日(特定期間については12日)です</p>

※ 使用者とは、「事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をするすべてのもの」を言います。たとえば、工場長や人事部長など事業主から一定の権限を与えられている者を含みます。